

議案第102号	三田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">地域主権一括法関連</div>	
クリーンセンター	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、これまで省令で定められていた一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格基準について、条例で定めることとされたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。	
【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次一括法）第171条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）		
【制定内容】 ●条例で定める技術管理者の資格（第13条の2関係）		
法律（条文）	内容	参酌すべき政省令
三田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項（技術管理者） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">省令第4条</div>	<p>（技術管理者）</p> <p>第21条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。</p> <p>2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第8条の3第1項又は第15条の2の3第1項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。</p> <p>3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する<u>一般廃棄物処理施設</u>に置かれる技術管理者にあつては、<u>環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格</u>）を有する者でなければならない。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチ</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ffff00;"> <p>省令基準どおり。ただし、旧大学令及び旧専門学校令の規定については、条例第13条の2第11号で読み取ることとした（前各号の者と同等以上の知識及び技能を有する者）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">省令第12条の6</div> <p>クリーンセンター、環境センター、コミュニティプラント施設</p>
【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）		